

弘前大学レンタルラボ利用要項

〔平成 22 年 4 月 30 日〕
理事（研究担当）裁定
一部改正：平成 27. 4. 28
一部改正：平成 30. 3. 23
一部改正：平成 30. 7. 5
一部改正：令和 元 . 9. 2

（趣旨）

第 1 この要項は、弘前大学レンタルラボ利用細則（平成 22 年細則第 12 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、弘前大学レンタルラボ（以下「レンタルラボ」という。）の利用に際し遵守すべき事項を定めるものとする。

（経費の種類）

第 2 利用者が負担する経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 利用料
- (2) 光熱水料等
- (3) 通信料
- (4) その他利用者が負担すべき経費

（経費の負担方法等）

第 3 第 2 第 1 号に定める利用料は、別表第 1 に定める額とする。ただし、次の各号に該当する場合の利用料は別表第 2 にそれぞれ定める額とする。

- (1) 本学職員及び企業等との共同研究等により使用する場合
- (2) 外部資金により採択された事業で本学が実施機関として関わる場合
- (3) 本学の職員が関わるベンチャー企業の場合
- (4) 本学の学生が起業したベンチャー企業及び本学の学生が起業準備を目的として使用する場合

2 前項に定める利用料については、利用に際しあらかじめ本学の指定する日までに 2 か月分以上を納付するものとする。ただし、利用期間が 2 か月に満たない場合については、利用期間に応じ、所定の利用料を納付するものとする。

3 第 2 第 2 号から第 4 号までに係る経費は実費負担とする。

4 経費は、利用者が財務部財務管理課に支払うものとする。

5 一度納付した経費については、原則これを返還しない。

6 利用料は、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 30 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月28日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年3月23日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、令和元年10月1日から実施する。
- 2 平成31年3月31日までにレンタルラボの利用の許可を得ている者で、当該許可を受けた利用期間（当該利用許可を受けた当初の利用期間から利用変更し、利用期間が延長となった期間を除く。）における利用料については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表第 1

弘前大学レンタルラボ利用要項第 3 に定める利用料

建物名	室名	面積 (㎡)	月額 (円)
コラボ弘大	521 号室 522 号室	97	室内をブースに仕切って使用するため、室内共用スペースも併せ 1 ブースあたり 10,400 円とする。
	523 号室	47	55,500
	524 号室	49	57,800
	621 号室	31	36,600
	622 号室	34	40,100
	623 号室	56	66,100
	624 号室	64	75,500
	625 号室	35	41,300
	626 号室	32	37,800
	627 号室	37	43,700

一者が一室を専有する場合は、上記表の月額とする。ただし、二者以上が共用する場合は 1 ㎡あたりの月額単価を 1,179 円として各者の専有面積に乗じた上で 100 円未満を切り上げて算出した金額をもって按分とする。

別表第 2

弘前大学レンタルラボ利用要項第 3 に定める利用料

建物名	室名	面積 (㎡)	月額 (円)		
			第3第1号及び第2号	第3第3号	第3第4号
コラボ弘大	521 号室 522 号室	97	1 ブースあたり 5,200	1 ブースあたり 3,500	1 ブースあたり 2,600
	523 号室	47	27,800	18,500	13,900
	524 号室	49	28,900	19,300	14,500
	621 号室	31	18,300	12,200	9,200
	622 号室	34	20,100	13,400	10,100
	623 号室	56	33,100	22,100	16,600
	624 号室	64	37,800	25,200	18,900
	625 号室	35	20,700	13,800	10,400
	626 号室	32	18,900	12,600	9,500
	627 号室	37	21,900	14,600	11,000

一者が一室を専有する場合は、上記表の月額とする。ただし、二者以上が共用する場合は 1 ㎡あたりの月額単価を 1,179 円として各者の専有面積に乗じて算出した金額に、第 3 第 1 号及び第 2 号は 1/2、第 3 第 3 号は 1/3、第 3 第 4 号は 1/4 を乗じた上で 100 円未満を切り上げて算出した金額をもって按分とする。